

逐条解説改正イメージ

①市民の定義に関して

第3条（定義）解説

改正イメージ	現行
（１）「市民」とは、地方自治法に定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動<u>などの「活動」</u>を行っている個人や団体としています。<u>なお、この条例は市民参加と協働によるまちづくりを進めることを趣旨としており、「活動」の中には、公序良俗に反するものや、単に市域を通過する、友人宅を訪問する等、およそまちづくりに関連しない突発的又は一時的なものは含まれません。</u> このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。	（１）「市民」とは、地方自治法に定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。 このように、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決を進めていくためには、安城市に関係する幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。

②若者のまちづくりの参加促進に関して

第4条（市民参加と協働の原則）解説

改正イメージ	現行
市民が主役の自治を実現するうえで、市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動し、市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに協力することが必要であることから、「市民参加と協働」を自治の基本原則として掲げています。 <u>「市民参加と協働」について、若い世代の関心が相対的に低いという現状を踏まえると、この世代の「市民参加と協働」を積極的に推進し、全ての世代で市民参加と協働によるまちづくりを進めていく必要があります。</u>	市民が主役の自治を実現するうえで、市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動し、市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに協力することが必要であることから、「市民参加と協働」を自治の基本原則として掲げています。

第15条（コミュニティ）解説

改正イメージ	現行
これまでは町内会などの地縁型のコミュニティが、まちづくりの推進に大きな役割を果たしてきました。近年では、地縁だけにとられない、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらもまちづくりの推進には欠かせない存在となっています。 <u>これらのコミュニティは、継続的に活動していくことが重要ですが、そのためには、特に若い世代の意識を醸成することや参加しやすい環境を整備することが必要です。</u> ①コミュニティをまちづくりの担い手として位置付け、自主的にまちづくりに取り組むことを定めています。 ②・③（略）	①これまでは町内会などの地縁型のコミュニティが、まちづくりの推進に大きな役割を果たしてきました。近年では、地縁だけにとられない、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティの活動が盛んになり、こちらもまちづくりの推進には欠かせない存在となっています。 <u>このような団体</u>をまちづくりの担い手として位置付け、自主的にまちづくりに取り組むことを定めています。 ②・③（略）

③文化の創造に関して

前文解説

改正イメージ	現行
第2段落では、<u>先人が築いてきた財産であるまちの風景や文化を大切にしながらも、未来に向けて、持続可能な社会や新たな文化を創造していくことを安城市の理想とするまちの姿として掲げています。</u>	第2段落では、<u>安城市がどのようなまちを理想としているかということについて定めています。</u>

